

北海道スポーツ推進審議会会長・副会長の選任について

(趣 旨)

令和5年11月に本審議会の委員の改選を行ったことに伴い、
北海道スポーツ推進審議会条例第5条に基づき、会長・副会長を
選任する。

～北海道スポーツ推進審議会条例～

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、
その職務を代理する。